

平成29年3月6日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**保険金を受け取った場合の税金**
－ 確定申告が必要な場合 －

平成28年分の所得税の確定申告が既に始まっています。

平成28年中に様々な保険金を受け取った方については確定申告が必要になる場合がありますので注意が必要です。

◎ **保険契約の解約返戻金を受け取った時**・・・一時所得として次の②金額に所得税が課税されます。

① 解約返戻金－払込保険料

② {①－(①と50万円のどちらか少ない金額)}×1/2

*上記の金額がマイナスの場合でも他の所得と相殺することはできません。

◎ **自分、配偶者、直系血族、その他の生計同一親族の身体の傷害、または資産の損害により受け取る損害保険金**・・・非課税

◎ **被保険者の死亡による死亡保険金**

① 保険金受取人＝保険料負担者≠被保険者 の場合

1) 保険金を一時金として受取る場合・・・一時所得として次のb.の金額に所得税が課税されます。

a. 死亡保険金－払込保険料

b. {a－(aと50万円のどちらか少ない金額)}×1/2

2) 保険金を年金で受取る場合・・・雑所得として次の金額に所得税が課税されます。

(その年中に受取った年金の額－その年金の額に対応する払込保険料)

② 保険金受取人≠保険料負担者＝被保険者 の場合・・・相続税が課税されます。

③ 保険金受取人、保険料負担者、被保険者が全て異なる場合・・・贈与税が課税されます。

◎ **満期保険金**

① 保険金受取人＝保険料負担者の場合

1) 保険金を一時金として受取る場合・・・一時所得として次のb.の金額に所得税が課税されます。

a. 死亡保険金－払込保険料

b. {a－(aと50万円のどちらか少ない金額)}×1/2

2) 保険金を年金で受取る場合・・・雑所得として次の金額に所得税が課税されます。

(その年中に受取った年金の額－その年金の額に対応する払込保険料)

② 保険金受取人＝保険料負担者の場合・・・贈与税が課税されます。